

2024 年 6 月 1 日付改正

新旧対照表

(下線部変更箇所)

改正後	改正前
総合取引契約に関するご説明 当社の概要 商号等：レオス・キャピタルワークス株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1151 号 代表者の役職氏名：代表取締役社長 藤野 英人 加入団体：一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 主な事業：投資運用業、投資助言・代理業、第二種金 融商品取引業 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容： 当社は加入協会から苦情の解決および紛争の解決 のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先： 0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引 業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。 設立年月日：2003 年 4 月 16 日 資本金：322,757,500 円（2024 年 3 月 31 日現在） 本店所在地：〒100 - 6227 東京都千代田区丸の内一丁 目 11 番 1 号 お問い合わせ先： レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター （電話）03-6266-0123 営業時間：9 時～17 時 ホームページ：https://www.rheos.jp/	総合取引契約に関するご説明 当社の概要 商号等：レオス・キャピタルワークス株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1151 号 代表者の役職氏名：代表取締役社長 藤野 英人 加入団体：一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 主な事業：投資運用業、投資助言・代理業、第二種金 融商品取引業 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容： 当社は加入協会から苦情の解決および紛争の解決 のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先： 0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引 業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。 設立年月日：2003 年 4 月 16 日 資本金：322,277,500 円（2023 年 10 月 31 日現在） 本店所在地：〒100 - 6227 東京都千代田区丸の内一丁 目 11 番 1 号 お問い合わせ先： レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター （電話）03-6266-0123 営業時間：9 時～17 時 ホームページ：https://www.rheos.jp/
<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する 法律</u> お客様の投資信託受益権への投資に係る、当該商品、 取引の方法、投資リスクなどの重要事項について、次 のとおりご説明します。別に交付します「投資信託説 明書(交付目論見書)」の内容などと合わせてご理解い ただいたうえで、お客様の判断と責任においてご投資 いただきますようお願いいたします。	<u>金融商品の販売等に関する法律</u> お客様の投資信託受益権への投資に係る、当該商品、 取引の方法、投資リスクなどの重要事項について、次 のとおりご説明します。別に交付します「投資信託説 明書(交付目論見書)」の内容などと合わせてご理解い ただいたうえで、お客様の判断と責任においてご投資 いただきますようお願いいたします。

改正後	改正前
レオス・キャピタルワークス総合取引約款 <u>(移管)</u> 第31条 当社が認める金融機関以外から当社の「総合取引口座」への投資信託の移管および当社の「総合取引口座」から当社が認める金融機関以外への投資信託の移管は取り扱わないものとします。 つみたて購入取扱い規定 <u>(申込受付日)</u> 第31条 収納代行業者を通じた「払込金」の振替が行なわれる「指定日」から起算して5営業日目（当該日がファンド休業日の場合には、その後に到来する最も近い非ファンド休業日とします。）をお申込受付日とします。 2 「払込金」の引落しができなかった場合には、買付けをいたしません。 電子交付サービス利用規定 <u>(対象書面)</u> 第3条 対象書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、一般社団法人投資信託協会諸規則等において規定されている書面および当社が提供するその他報告書等のうち、当社が定める書面とします。なお、当社が対象書面を追加する場合には、事前にホームページ等において告知を行なうものとします。 特定口座約款 特定口座内保管上場株式などの取扱いに係るご説明 お客様が当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。 1) 当社は、税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益および源泉徴収税額の計算ならびに年間取引報告書の	レオス・キャピタルワークス総合取引約款 (新 設) (新 設) つみたて購入取扱い規定 <u>(お買付け)</u> 第31条 収納代行業者を通じた「払込金」の振替が行なわれる「指定日」から起算して5営業日目（当該日がファンド休業日の場合には、その後に到来する最も近い非ファンド休業日とします。）をお申込受付日として、その翌営業日の基準価額で買付けを行ないます。 2 「払込金」の引落しができなかった場合には、買付けをいたしません。 電子交付サービス利用規定 <u>(対象書面)</u> 第3条 対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、一般社団法人投資信託協会諸規則等において規定されている書面および当社が提供するその他報告書等のうち、当社が定める書面とします。なお、当社が対象書面を追加する場合には、事前にホームページ等において告知を行なうものとします。 特定口座約款 特定口座内保管上場株式などの取扱いに係るご説明 お客様が当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。 1) 当社は、税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益および源泉徴収税額の計算ならびに年間取引報告書の

改正後	改正前
作成等を適正に行なう義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないように努めなければなりません。 2) お客様がやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を引き出す場合には、上記1)の観点からあらかじめ当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に次に掲げる引出し事由をご入力またはご記入のうえ、ご提出いただく必要があります。 ① 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に対する担保として利用する場合 ② 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合 (削 除) ③ 特定口座内保管上場株式等を信託する場合 ④ 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に貸し付ける場合 ⑤ その他やむを得ない事由がある場合 なお、贈与、相続または遺贈により当社に開設されている他の特定口座へ移管する場合、または特定口座を廃止する場合には、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」、「相続上場株式等移管依頼書」または「特定口座廃止届出書」をご提出いただき、上記2)の申出書の提出は不要です。	作成等を適正に行なう義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないように努めなければなりません。 2) お客様がやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を引き出す場合には、上記1)の観点からあらかじめ当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に次に掲げる引出し事由をご入力またはご記入のうえ、ご提出いただく必要があります。 ① 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に対する担保として利用する場合 ② 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合 ③ <u>特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡（他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限る。）をする場合</u> ④ 特定口座内保管上場株式等を信託する場合 ⑤ 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に貸し付ける場合 ⑥ その他やむを得ない事由がある場合 なお、贈与、相続または遺贈により当社に開設されている他の特定口座へ移管する場合、または特定口座を廃止する場合には、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」、「相続上場株式等移管依頼書」または「特定口座廃止届出書」をご提出いただき、上記2)の申出書の提出は不要です。
非課税上場株式等管理に関する約款 （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲	非課税上場株式等管理に関する約款 （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲

改正後	改正前
げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ①～② (省 略) 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① (省 略) ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第 1 項に規定する規約 (外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類) 又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資 (租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ (省 略) (削 除) (削 除)	げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ①～② (省 略) 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① (省 略) ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第 1 項に規定する規約 (外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類) 又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資 (租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ (省 略) 附則 <u>この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</u>

以 上